会 議 録

会	議	の	名	称	令和2年度第1回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開	催		日	時	令和2年8月31日(月) 午後2時00分から午後3時30分まで
開	催		場	所	市役所別館4階 第3委員会室
出		席		者	会 長:大西委員 副会長:冨岡委員 委 員:荒委員、仲委員、肥田委員
欠		席		者	なし
案		件		名	(1) 認定こども園への移行調査の結果について 令和3年4月以降の移行調査の結果について (2) 今後の認可予定について ① 公立保育所民営化及び新園舎での統合について ② 幼保連携型認定こども園への移行について(令和4年4月) (3) その他
提 名	出され	た	資料等	の称	資料1 認定こども園への移行調査の結果について資料2 今後の認可予定について参考資料1 委員名簿参考資料2 関係法令等抜粋参考資料3 保育施設の整備状況及び待機児童数等の推移参考資料4 市内施設位置図
ì	央 定]	事項	ĺ	
及	会議の公開、非公開の別及び非公開の関めます。 及び非公開の理由 会議録の公表、非公表の別及				非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
	び非公表の理由				公表
傍	聴	者	の	数	_
所 (管 事	務	部 局	署)	子ども未来部 私立保育幼稚園課

審議内容

【事務局】

令和2年度第1回枚方市社会福祉審議会、児童福祉専門分科会、児童福祉施設認可審査部会 を開会いたします。

私は、子ども未来部次長の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員改選後の最初の会議ですので、僭越ではございますが、会長が選任されるまでの 間、議事の進行を務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の審査部会には委員5名のご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

次に、お手元の資料につきましてご確認をさせていただきます。

(資料説明)

それでは、開会に当たりまして、子ども未来部長の杉浦からご挨拶させていただきます。

【事務局】

皆様、こんにちは。子ども未来部長の杉浦でございます。

令和2年度第1回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会の開会 に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙のところ、本審査部会にご出席いただき、まことにありがとうございます。 また、日頃より、本市児童福祉行政にご理解、ご協力いただいておりますことに、改めてお 礼申し上げます。

委員の皆様には、7月22日開催の第1回児童福祉専門分科会にもご出席いただきまして、 重ねて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言解除後、一旦終息に向かうのではないかと期待しておりましたが、6月中旬以降、徐々に感染者数が増加し、大阪府においては、7月12日に大阪モデルのイエローシグナルが点灯、感染拡大に対する警戒と対策を強化してきたところでございます。本市におきましても、イエローモデル点灯以降、連日のように感染者が確認され、昨日の時点では、累計で185人の感染者数となっております。現在、本市におきましても、新しい生活様式の定着に向け、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

本日の会議につきましても、オンライン会議で開催すべきところですが、本市のICT環境がオンライン会議に対応できる状況に至っておりませんので、申し訳ございませんが、換気や適切な距離をとりながらの会議とさせていただきます。

本日は、認定こども園への移行調査の結果及び今後の児童福祉施設の認可予定について報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますよう お願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお 願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして、本審査部会に選任いただきました委員を、参考資料1の委員名簿の順番でご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

【事務局】

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局として出席しております職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

<会長の互選について>

枚方市社会福祉審議会規則第3条第4項の規定に基づき、当審査部会の会長が互選により大 西委員に決定された。

<会長職部代理者の指名について>

枚方市社会福祉審議会規則第3条第6項の規定に基づき、当審査部会の会長が、職務代理者 に冨岡委員を指名した。

【会長】

では次に、会議の運営事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ただいま事務局から会議の運営事項についての説明がございましたが、会議の公開、非公開、 議事録の公開時期等については、会議の案件により、その都度会議の冒頭にお諮りすることと いたします。

なお、本日の案件については、まだ広く公表されていない情報を取り扱うことから、枚方市 情報公開条例に基づき、会議を非公開とするのが適当であるとのことです。

また、本日の会議録の公表に当たっては、非公開情報部分を公表することができるようになったことを確認してから、公表することが妥当であると考えますが、そういうことでよろしいですか。

<「異議なし」の声あり。>

それでは、そのように取り計らわせていただきます。

続いて、本認可審査部会の位置付けと、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の進め方について説明)

【会長】

事務局の説明のとおり、本認可審査部会については法に基づき、市の条例規則により設置されており、所管事務については児童福祉法等に定める保育所等の認可に関する事項の審査等になります。

また、各施設の認可については児童福祉法の規定に基づき、市の責任において決定されますが、それに当たっては本認可審査部会に事前に意見を聴かなければならないこととされております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地からご意見、ご質問をいただき、今後新たに認可される施設がより良いものになりますよう、ご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは早速ですが、案件1「認定こども園への移行調査の結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

案件1、認定こども園への移行調査の結果について、ご説明させていただきます。

本題に入る前に、認定こども園の現在の状況をご説明いたします。

まず、認定こども園は、保育を必要とする児童と教育を希望する児童を一つの施設で受け入れることができるという特徴があり、現在、本市では 10 園の認定こども園があります。本市におきましては、公立の認定こども園はございません。全て私立の認定こども園となっております。 10 園の内訳としましては、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園が 6 園、幼稚園でありながら保育所機能を有する幼稚園型認定こども園が 4 園となっております。 10 園のうち、保育所から移行した社会福祉法人の認定こども園が 2 園、幼稚園から移行した学校法人の認定こども園が 8 園ございます。

(資料1に基づき、案件(1)認定こども園への意向調査の結果について説明。)

【会長】

ただいま事務局から、認定こども園への移行調査の結果について説明がありましたが、何か ご意見、ご質問などはございますか。

なければ、私からお聞きしますが、資料1の一番下に、私立幼稚園のうち1園は閉園中のため調査していないとありますが、これは再開される目途はありますか。今は閉園中で、先にまたオープンされるのでしょうか。

【事務局】

大阪北部地震のときから、ずっと休園しておりまして、運営者に確認している最終の意思確認では、再開を希望されています。ただ、その目途がまだ立っていません。

【会長】

それでは、その1園は全11施設の中に分母として入っていますか。

【事務局】

11 の中に入っております。

【会長】

それではもう一つ、私立保育所は分母が 43 施設ですね。回答いただいてる施設を全部足すと 43 になるんですか。

【事務局】

43になります。

【会長】

何かほかにございますでしょうか。

1番について、令和3年4月の移行予定のところ、結局「移行することを検討中」の施設が移行予定でなければ、その6という数字は下に入るんですか。今、足したら全部で43とおっしゃったが、この6園は除外されてるということですか。

【事務局】

調査させていただいたときは、令和3年4月に「移行することを検討中」ということでお答えいただきましたが、結局移行は見送られたということで、その6施設については、次にいつ移行するかという調査はしておりません。

【会長】

今後この2番以降に入ってくる可能性があるということですね。

【事務局】

そうです。

【会長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、案件の1につきましては、以上ということにさせていただきます。

続きまして、案件の2ですが、「今後の認可予定について」、まずは①の公立保育所民営化及び新園舎での統合について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(参考資料3に基づき、保育施設の整備状況及び待機児童数などの推移について説明) (参考資料4に基づき、市内施設位置図について説明)

それでは改めまして、案件2、今後の認可予定について、ご説明させていただきます。資料2、今後の認可予定についての1ページをご覧ください。

まず、①番につきましては、公立保育所の民営化に関するもので、令和3年4月に公立の渚保育所を民営化します。1年後の令和4年4月に公立の渚西保育所を民営化すると同時に、両保育所を統合し、新設の(仮称)渚保育園で保育を行います。民営化の概要をお伝えし、新園舎につきましては、図面などをご覧いただきながら、各分野の専門的な見地から、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えています。

②番については、令和4年4月に幼保連携型認定こども園への移行を希望している施設のうち、建て替えを伴う宇山光の子保育園について、建て替え後の図面などをご覧いただきながら、ご意見をいただきたいと考えております。

それでは、①番、公立保育所民営化及び新園舎での統合についてご説明いたします。 2ページをご覧ください。

公立保育所民営化及び新園舎での統合についての概要です。繰り返しになりますが、令和3年4月に先行して渚保育所を民営化し、その1年後の令和4年4月に渚西保育所を民営化します。渚西保育所の民営化とともに、先に民営化している渚保育所と統合し、新設の(仮称)渚保育園で運営を開始する予定となっています。

次の3ページをご覧ください。

こちらは、このたびの民営化の運営法人についてです。運営法人は社会福祉法人 寝屋川聖和福祉会で、枚方市にある三矢ゆりかご保育園、寝屋川市にあるゆりかご保育園を既に運営しています。また、理事長が同じ姉妹法人である、東仁福祉会が、寝屋川市にあるこまどり保育園・しらゆり保育園を運営しており、その中のしらゆり保育園については、寝屋川市から民営化により移管された保育園です。姉妹法人ではありますが、民営化の経験もある法人となっています。

次に、4ページをご覧ください。

渚西保育所の民営化のスケジュールと新園舎建設に係るスケジュール、それから認可審査部会の開催のタイミングを表で示しています。一番左の渚保育所につきましては、令和2年10月から令和3年3月にかけて、現在の保育内容を引き継ぐため、運営を行う寝屋川聖和福祉会から各クラスの担任予定者に市と共同で保育に入ってもらう共同保育を6か月間実施し、令和3年4月に民営化します。渚西保育所については、令和3年10月から令和4年3月にかけて、同様に共同保育を実施し、令和4年4月に民営化するとともに、両保育所を統合します。施設の整備については、令和2年6月に市が新園舎用地として購入した土地を法人に無償貸与しています。こちらは土地が現状農地であるため、まず擁壁や造成などの工事を令和2年10月頃から行います。新園舎自体の建築工事については、今後入札を行い、令和3年2月頃に着手予定となっています。現時点の予定では、令和3年10月までに工事完了し、園舎が完成。その

後、備品などの準備を行い、令和4年4月から新園舎での保育開始を予定しております。

なお、認可審査部会については、次回、令和2年12月開催予定の認可審査部会において、 まずは、渚保育所民営化園の認可についてご審議いただき、令和3年12月開催予定の認可審 査部会で、統合して保育を行う(仮称)渚保育園の認可について、改めてご審議いただく予定 となっています。

次の5ページをご覧ください。

先ほどご説明した保育所の位置関係を示しています。図面の右側にある渚保育所は、令和3年4月に民営化しますが、1年間、今の園舎で運営後、令和4年4月に新園舎の移転に伴い、廃止します。また、図面の左側にある渚西保育所は、令和4年4月に渚保育所と統合することに伴い、廃止します。渚西保育所前の道路を挟んだ市が購入した農地に、法人が新園舎を創設いたします。新園舎自体は、令和3年10月頃に完成予定となっており、その後準備を行い、令和4年4月から新園舎で保育を開始することになります。

次の6ページをご覧ください。

こちらは、令和3年4月から民営化する枚方市立渚保育所の概要です。令和3年4月から、 民営化により寝屋川聖和福祉会が1年間同じ場所、同じ園舎で運営を行います。現在、定員は 90人で、令和3年度も同様の予定でございます。

次の7ページをご覧ください。

こちらは、枚方市立渚保育所の附近見取図です。京阪御殿山駅から徒歩約8分の立地となっております。

それでは、次の8ページをご覧ください。

こちらは、令和4年から保育を行う統合後の保育園、(仮称) 渚保育園の概要です。

なお、今の渚保育所が定員 90 人、渚西保育所が定員 90 人であり、その合計 180 人から 20 人の定員増を行っていただくことから、統合園の定員は 200 人となります。保育を必要とする 3 歳以上児である 2 号認定と保育を必要とする 3 歳未満児である 3 号認定の内訳は、記載のとおりです。新園舎の敷地面積は 2,670.79 平方メートルです。参考に、渚・渚西保育所の敷地面積を記載しておりますが、現在の渚西保育所より少し広い敷地となっております。

次の9ページをご覧ください。

こちらは、(仮称) 渚保育園の附近見取図です。京阪御殿山駅から徒歩約8分となっています。現在の渚西保育所の向かいとなっており、突き当たりには渚西中学校があります。

続きまして、A3サイズの添付資料図面をご覧ください。

まず初めに、配置図・平面図となっていますが、これらは確定したものでなく、あくまで現 段階の案となっていますので、ご了承ください。

まず、配置図ですが、図面の左側が前面道路となっています。道路から入ってすぐ、図面の 左上のところに、送迎用の駐車場を車椅子用とあわせて9台分確保しています。駐車場の反対 側には、自転車置き場を設置しています。

園舎の配置については、西日が直接園舎に当たらないようにするため、また、台形に近い形を有効に活用するため、園舎を東側に配置しています。また、屋外遊戯場は879.65平方メートルと広く確保しており、最低基準を大幅に超えております。

それでは、A3の次のページをご覧ください。

こちらは1階平面図となります。1階には、2歳児から5歳児までの保育室を配置しており、各保育室の面積基準を満たしていることを、事務局で確認しています。また、定員200人と園児数が多いため、2歳児から4歳児について、児童数の状況によって2クラスに分けるなど、柔軟に対応できるよう、図面の左下にフリールームを配置しております。

なお、各保育室に併設されている「保育士コーナー」は、保育士が書類作業を行う際に利用 したり、保育関連の教材や書類保管するため、中に書棚を設置します。扉で管理できるように する予定です。

また、各保育室の前に廊下があり、屋外遊戯場との間には折れ戸を設置しますが、基本的に 折れ戸を開いた状態で使用するため、開放廊下のようになります。廊下と屋外遊戯場はどこか らでも行き来できます。屋外遊戯場で遊んだ後、各保育室に戻る動線に、手洗い足洗い場を 2 カ所設置していることも確認しています。屋外遊戯場にどのような遊具を設置するかは検討中 ですが、自園で運動会を行う予定のため、運動会用のトラックを引くことができる配置にした いと考えており、遊具は図面の右上部分に設置する方向で検討しています。

幼児便所については、2歳児と3歳児の間、4歳児と5歳児の保育室の間にそれぞれ配置しております。

ほかには、調理室・事務室の中に医務室コーナーを配置しています。図面左側、会議室の上に、従業員用便所1番、2番があります。こちらの使用用途は、従業員用便所1が調理員用トイレ、従業員用便所2がその他の職員用トイレであり、調理員用のトイレを確保することにより、衛生面に配慮しております。

それでは、次のページ、同じくA3をご覧ください。

こちらは、2階の平面図でございます。0歳児と1歳児の保育室を配置しており、こちらも面積基準を満たしていることを、事務局で確認しています。なお、1歳児保育室の左下、格子状になっている部分は畳敷とする予定になっております。

ほかに、遊戯室、地域子育て支援室を配置しています。遊戯室と地域子育て支援室については、可動式の部屋となっており、大人数で部屋を使用するときに部屋の広さを調整して、柔軟に対応することができます。

保育室の前の廊下の上に細いバルコニーがありますが、こちらも1階と同様折れ戸を設置いたします。基本的に折れ戸を開いた状態で使用するため、開放廊下のようになり、どこからでも出入りができます。

なお、図面右側に避難用の屋外階段に併設して、基準上は任意ですが、避難器具の滑り台を 0歳児保育室の近くに配置しております。

以上、案件2のうち、①番、公立保育所民営化及び新園舎での統合についてのご説明とさせていただきます。

【会長】

ただいま事務局から、公立保育所民営化及び新園舎での統合についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この社会福祉法人に決まった経緯を教えていただきたい。それと、今の段階で建て替えの建設会社であるとか、入札工事については決まっているかどうか。それと、一般的なものですが、園舎の設備の説明をされていますが、図面は未確定で、市が説明するというのもおかしいのではないかと思うのですが。それらの経緯をお伝え願えませんか。

【事務局】

まず、法人を決めるに当たりましては、本市の民営化運営法人選定審査会という、外部の方も入っていただいた委員会に答申させていただきまして、そこでのご意見を尊重して、市で決定しております。昨年の11月から4回にわたって審査会を開催いたしました。応募につきましては、この当該法人、1法人のみで、審査につきましては、たとえ1法人であったとしても、最低基準を設けておりますので、その最低基準を十分クリアした点数を得られました。

この図面等について、確定ではない段階において、このようにご意見を頂戴している理由ですが、図面が確定してしまってから、皆さんにご意見を頂戴してしまいますと、貴重なご意見が、反映できないというところもあります。ですので、現段階では法人でお考えの段階でお示しして、何かご意見を頂戴して反映できるものは、法人にお伝えして対応いただければという趣旨です。まだ非公開情報ということで、公開の時期については会議の冒頭に申し上げたように、2月頃、入札が確実に終わってからという時期とさせていただきました。

【委員】

予算的なものはどうなってるんでしょうか。例えば土地は無償譲渡ですよね。

【事務局】

はい。

【委員】

施設整備は社会福祉法人で行うのですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

そうすると、国の借入金や市の補助金であるとか、そういうのが充てられると思うんですけど、昨今のこの経済情勢によって、予算3億で建てられても、実際4億、5億かかる場合も出てくると思うんです。そしたら、法人が逼迫するであるとか、また市の予算が余計にかかるとか、その辺のところはどのようにお考えになっていますか。

【事務局】

国庫補助を一部財源としていますので、国の国庫の申請は終わっておりまして、その時に法

人の予算計画は確認しております。選定審査会で法人の財政状況も確認していますので、借り 入れももちろんされますが、予定どおり建設できると考えています。

業者につきましては、まだ決まっておりません。来年の2月頃に工事業者は決定する予定となっています。

【委員】

公立からの引き継ぎで保育内容が決まるということなので、保育内容自体は今までの流れを 踏襲していくのが基本だと思うのですが、図面を見ての印象なんですけど、昨今の園舎はいろ いろな形で展開していく、あるいは豊かな形でというような方向性から見ると、少しオーソド ックスなのかなという気はします。非常に無難というか、いわゆる片廊下型の旧来の保育園、 園舎の形なのかなというのと、恐らく園庭に関しても未定ということで、これから運動会を自 園でするとか、いろいろ詰めていかれると思います。

規模的には大きな園舎なので、今後、徐々に特色が出てくるのかなと思いますが、現段階の図面の配置で少し教えていただきたい点として、何かお考えがあってだと思うのですが、1 階に 2、3、4、5 歳と配置されています。この配置、5 歳児が一番手前で、2 歳児が一番奥。上の階も、0 歳児、乳児が一番奥になっています。すごく単純なことを考えると、割と手間のかかるお子さんが近いほうが、お母さんはやりやすいのかなと思うと、これは意図があるのか。それこそ5 歳児は奥でも良かったりもするのかなと思ったりもするんですが、何かその辺お考えなり、引き継ぎのところで何かあったりとかするんでしょうか。

あと、図面上、2階の1歳児のところのグリッドは畳をひかれる予定とのことでしたが、0歳児さんの前の前面の廊下のところ、これは何か特別な仕様になっているのですか。

【事務局】

2階の0歳児が奥に配置されてるというところで、0歳児の前の横線については、ウッドデッキにされる予定と聞いております。0歳児が奥にあるのは、避難階段の場所の都合と確認しております。ここは0歳児、1歳児を2階に持ってきている都合上、逃げるときに0歳児のなるべく近くに屋外階段と、あと建築基準法上は任意ですが、隣接して設置する滑り台をすぐに利用できるようにということで、0歳児を奥に持ってきていると聞き取りをしております。

5歳児が手前で、2歳児が奥になっている理由については、把握しておりませんので、また確認して、お答えできればと思います。民営化の選定審査会のときに、保護者代表の委員が4名おりまして、その方から出たご意見としまして、人数が多いので柔軟に使えるフリールームが欲しいというご要望もあり、このフリールームの配置を考えたときに、フリールームを一番使う歳児を手前に持ってきたのではと推測します。また確認させていただきまして、ご報告をさせていただきます。

【委員】

ありがとうございました。多分予算の関係もあると思うんですが、ウッドデッキは良い仕様になると思うので、できればもう少し伸ばしていただけると良いのかなと思います。

これ、ちなみに設計はどちらの設計会社ですか。もう決まってるのでしょうか。

【事務局】

基本設計の会社は決まっていますが、公表できる段階ではないです。

【委員】

最近の認定こども園というのは、すごく個性的な建物が多くなり、親御さんにとってもすごく魅力的な建物が多い中で、本当にオーソドックスだなというイメージしかありません。実は茨木市で、ある社会福祉法人の監事をさせてもらっていますが、そこに行くと、すごい斬新で近代的な形の認定こども園が多いので、図面を見てみると、公立の保育所だなと感じるので、その辺もお考えになっていただいたらどうでしょうか。せっかく新しい園舎を建てるのであれば、枚方市としてすごく良い形のものを造っていただいたらどうかと、私は思います。

それともう一つお聞きしたいんですが、市から民営化されるということで、職員の待遇が当然市の職員から民間に変わると思いますが、その保育園で働く人たちの処遇とか、どういう取り決めになっているんでしょうか。

【事務局】

市の職員はあくまでも公立保育所で働くことになりますので、民営化により、ここで民間の職員として働くということではありません。

【委員】

じゃあ全員退いて、新たに採用されるのでしょうか。

【事務局】

法人が採用した職員に入れ替わります。

【委員】

例えば、0歳児が1歳児になり、1歳児が2歳児になってと子どもたちが成長していく中で、 1年後には民営化しますよね。そのときには、先生が全く変わってしまうということになるんですか。

【事務局】

法人職員の保育士が、民営化する前の6カ月間、まだ公立保育所で運営している段階で引き継ぎとして保育に入りまして、半年間引き継ぎをされた上で民営化するという、引き継ぎ期間を設けております。

先ほどのスケジュールのところの、それぞれの保育所の市と法人の共同保育と書かせていただいてる、民営化前6か月はその期間になりまして、担任予定の方に各保育所に入っていただいて、お子さんの特徴を知っていただく期間となっています。

市の職員で、渚保育所にいる方はどこに行くんですか。

【事務局】

人事異動で別の保育所に行きます。

【委員】

人事異動で変わるいうことですね。

【事務局】

はい。ただ、過去の民営化では、一部任期付職員や臨時職員であったりとか、雇用期間に定めがある方については、法人と新たに契約をして園に残られる方もいらっしゃいます。

【事務局】

先ほどレイアウト等に関する特色のお話もあったかと思うんですが、この民営化につきましては、現渚西・渚保育所の保護者さんへの説明会も行いまして、一定保護者さんのご意向というのをかなり法人が聞いてくださっています。そういった中で、2つの保育所が1つの園になる。しかも定員が20人増えるということで、例えば園庭であるとか、お部屋の広さを極力、確保して欲しいというようなご希望もありました。また、フリールームのようなものも設けて欲しいといったご要望もあり、法人でも設計について苦慮しているということは聞いています。そういった広さをとにかく確保していきたいということでした。また、駐車場等についても施設規模が2倍の施設になりますので、一定確保が必要といったところもある中で、限られた面積の中で可能な限り必要なスペースを取っていくところを主眼に置かれているという話はお聞きしております。ただ、本日ご意見いただいたところも、お伝えさせていただきます。

【会長】

園児がどこの場所で登園してきて、保育士はどこでお子さんをお預かりして保育をするというところと、その受け渡し場所としてはどこを想定して考えたらいいんですか。玄関ですか。なぜこのようなことを聞くかといいますと、0歳児の部屋が2階にあるとすると、全員が抱っこして階段を上がらなきゃいけないということになりますね。車椅子用の駐車場を設けているというところから考えますと、障害のある車椅子に乗った親御さんが来られると、お子さんをお部屋まで連れて行けないということになってしまいます。つまり、2階に上がれる人の乗れるエベレーターがないというのが、問題になるということが1点あります。

それと、この図面で見ますと、先ほど避難経路を考えて、0歳児さんを奥にということでしたけども、燃えてる場所が調理室だとした場合、避難としては裏側の出口がないんですよね。いわゆるこの渚保育園の附近見取図を見ますと、裏が道路ではないと見受けられるんですけれども、こちらに対しての出口があると、0歳児さんとか2歳児さんは無事に出ていけるような感じになると思います。厨房で燃えているときは、いわゆる野外遊戯場で待機しないといけないですよね。

そういう点を考えますと、やはり 0 歳児さんを 2 階に配置するリスクは非常に高い。避難経路で滑り台のようなものをつけたとしても、全員が 1 人ずつ抱っこして確保して降りなきやいけないというようなことになると、エレベーターを設置することを考えるほうが良いんではないかなと思います。それから保護者の方々の観点から見て、同じように、1 階の 2 歳児さんの手がかかる園児が表にぱっと出たとしても、消火まで屋外遊戯場で待機しとかないといけない。それで良いんかなという気はします。

【事務局】

ご指摘のところ、調理室がちょうどこの管理通路に沿ってありまして、ここが消防法に基づいて設けてる部分かと思われます。ただ、ご指摘の点につきましては、法人にお伝えさせていただいきたいと思っております。

また、0歳児の避難の関係、エレベーターについて、園児さんの受け渡しの点、そういった ご指摘につきましても、法人にお伝えさせていただきます。

【会長】

例えば、平家にして、2階の屋根に運動場を造るとか、そういう発想はないんですか。1階 全部を園児室にして、屋上に人工芝をひいて。実際にやってるところもありますので。

【事務局】

0、1歳は、今の公立保育所でもそうなんですが、2階の端に配置してることが多いです。これは、0歳児とか1歳児は、ハイハイして床を歩く形になりますので、そこに入れるエリアは職員も全てスリッパを脱ぎ、靴下のままで入って、泥とかほこりとかを上げないように、廊下にも持ち込まないということで、2階の一番奥という設計をしています。また、そこに行くにも柵をして、鍵をかけなければいけないようにしています。5歳児を奥にしてしまうと、その0歳児や1歳児のところをどんどん走ったりして、上靴で砂のところに行って、そのまま帰ってきてしまうというようなことから、端に配置してると思います。一番動きが激しいというか、そういうところを手前に配置してると推測できます。公立ではそういう考え方で配置してます。

【会長】

公立に関して、避難とか受け渡しということで考えますと、2階ということになると、エレベーターの設置はされてるんですね。

【事務局】

いえ、そこまでは階段で上がってきてもらってます。今度、1 園でエレベーターをつけるんですが、それ以外の公立保育所はどこもエレベーターをつけていません。

【会長】

車椅子の親御さんたちに対しての対応というのはどうされてるんですか。基本的にバリアフ

リーの考え方もありますが、最初からユニバーサルデザイン的にきちんと考えたほうが良いと 思うんで、新しく造られるなら、その辺は加味していただいたほうが良いかなと思います。

【委員】

恐らく、なぜ奥になっているかといったら、既存の形がそうなってるので、それが一番やりやすいんですよね。なので、乳児の話からそうなってるわけではなく、既存のいわゆる片廊下型の園舎の形がそうなったとき、その形が一番良いんだろうという形になると思うので、大西会長が言われてるのは、多分これからの園で、例えばいろんな利便性を考えたときに、いろんな造り方があるんですよね。例えば一番手前に持ってきても、ちょっと仕切り方を変えたりとか、ちょっと引っ込んだ形であったり、そのあたりは工夫の仕方だと思うので、一番いい形、あるいはせっかく新しくデザインされるので、今までの既存の公立のいいところを含めて、魅力的にあるいは利便性の良い形のデザインを工夫していただいた方が良いのかなと思います。

【委員】

災害時の対応があまりきっちりされてないと思います。災害にも色々ありますが、昨今、地震もありますし、風水害もありますし、そういう災害時の対応が、この0歳児、1歳児を2階に上げると、避難のときにスタッフ、人手がかかりますので、どうなのかなと思います。消防法等をクリアされて、この設計図ができ上がってると思うんですが、いずれにしろ災害時の対応がこれで良いのかなと思います。その辺いかがですか。

【事務局】

ご指摘いただいた色々な災害がある中で、一番法人が気にしておりましたのが水害です。この辺は水害が多い地域でございまして、前も水に浸ったことがあるところです。水害があったときに、縦への避難ということも考えておられまして、下にいるお子さんを上に上げるよりも、もともと0、1歳児を上に配置するということを検討されたというのは確認しています。

【委員】

検討はされたということですね。今、地震なんかでも、避難所へ行くより、マンションや、 集合住宅の場合、とどまってるほうが安全だということもあるんで、そういう意味でそのよう な設計になってるということなんですね。

【事務局】

0、1歳児を上に持っていくか、下に持っていくかというのは、法人と設計士で議論はされたと聞いております。先ほどから話に出ていますが、保護者さんのご意向でフリールームのようなものを持ちたいとか、いろんな要素を当てはめたときに、1階に0、1歳児を持っていくのが難しかったというのが1点と、あとはやはり水害が多いというところを考慮されて、トータル的に0、1歳を上に持ってきてるということで確認をしています。

すごく単純なことなんですが、オーソドックスな建て方ですねって言われたんですけど、建築費は、こういう方が安いんですか。もっとデザイン的にしたほうが高くなるんですか。

昔、いわゆる子どもが急に増えたとき、学校の校舎は、それまでいろんな建て方だったんですけども、要はウナギの寝床みたいに長い一つの校舎で、真ん中が廊下で、教室をこう持っていったほうが効率良いというか、要するに建築費用が安くつくので、そういう建て方をしたっていうのを聞いたような気がします。今これを見たら、おっしゃったみたいにデザイン的にどうなんですかね。

【委員】

僕は税理士なんで、そういうのは見てるんですけど、やはりユニバーサルデザインを考えて、 個性的、魅力的な建築をすると、当然、設計料、管理料、それと建築費についても上がります ね。

【委員】

そういう意味では、オーソドックスな形というのは一番無難ですが、あとは設備の問題と、使用する材料をどうするかというのと、やはり最近はそういう意味では子どもたちに良い環境を、あるいは良いデザインをというのは主流になってきてるので、その方向とどうこの園がマッチしてるのかというところがあるかなと思います。

【会長】

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、公立保育所民営化及び新園舎での統合についての質疑は以上とさせていただきます。

続きまして、案件2、幼保連携型の認定こども園への移行について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件2、今後の認可予定についてのうち、②番の幼保連携型認定こども園への移 行について、ご説明させていただきます。

令和4年4月に移行予定の施設は他にもございますが、そのうち建て替えを伴う宇山光の子保育園について、本認可審査部会で認可に関する審査をいただく前に、建て替え後の図面の案などを参考にご報告させていただき、ご意見などをいただければと思います。

それでは、先ほどの資料2の続き、10ページをご覧ください。

宇山光の子保育園は、これから園舎の建て替えを予定しており、建て替えとともに幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。

移行予定時期は、令和4年4月です。現在、定員130人ですが、幼保連携型認定こども園として移行後は、それぞれ定員増を行い、合計180人の定員となります。その際、3歳以上で教育を希望する児童の1号児は15人の定員を新たに設置するとともに、保育を必要とする児童

の2号児・3号児を合わせて35人の定員増を行います。定員内訳は、記載のとおりです。現在は平屋ですが、建て替え後は3階建てとなる予定です。

続いて、11ページをご覧ください。

こちらは、運営法人についてです。運営法人は、社会福祉法人イエス団で、法人本部は神戸にあります。近畿・四国地方で施設を運営している規模の大きな法人であり、本市では、くずは光の子保育園を運営しているほか、大阪府内で幼保連携型認定こども園へ移行した聖浄保育園を運営するなど、移行実績のある運営法人です。現施設長は神戸市の施設で、今回と同様に建て替えを伴う幼保連携型認定こども園への移行も経験されております。

次の12ページをご覧ください。

こちらは、宇山光の子保育園の幼保連携型認定こども園の認可スケジュールと新園舎建設に係るスケジュール、それから認可審査部会のタイミングを表で示しています。まず、施設の整備につきましては、令和2年12月頃に建設工事に着手し、令和4年3月までに解体も含めて、全ての工事を完了する予定となっております。

認可の審査につきましては、令和3年8月の認可審査部会で審査をいただく予定であり、審査後、市が幼保連携型認定こども園の認可を行う予定です。

幼保連携型認定こども園としては、令和4年4月から運営を開始する予定となっております。 続きまして、13ページをご覧ください。

こちらは、宇山光の子保育園の附近見取図です。京阪牧野駅から徒歩約 10 分のところに位置しています。なお、建て替えの間、保育園の南側にある宇山東公園を敷地外園庭として利用する予定であり、保育園の裏門から出れば、徒歩約5分程度のところにあります。

続きまして、A3サイズの添付資料図面をご覧ください。

図面の説明に入る前に、今回の整備では仮設園舎を建てずに、現園舎で保育を行いながら、 敷地内に新園舎を建設する形で工事を行います。今は、この図面上で屋外遊戯場となっている ところに園舎があり、建物があるところが屋外遊戯場となっています。つまり、園庭に園舎を 建て、建築後、今の園舎を解体するというイメージで建て替えを行います。

この点については、解体・基礎工事は大きな音が発生するため、午睡中に工事をしないことや、2メートルから3メートルの仮設フェンスで目隠しをして、見えないように配慮を行うなど、安全に十分配慮を行い、可能な限り現状の保育環境に影響が出ないよう、工事を進めることを確認しています。

それでは、図面をご覧ください。

こちらの宇山光の子保育園も確定したものでなく、あくまで現在の検討段階のものとなっておりますので、ご了承ください。図面の1枚目が1階の平面図になります。図面の左上が園舎に入るメインの入り口となっており、図面の右上が裏門の入り口となっています。また、図面の右下にも入り口がありますが、右下の入り口は給食の搬入など、業者用の出入りが主な用途となっています。

1階には、0歳児から2歳児の保育室が配置されており、他の階の保育室も含めて、面積基準をそれぞれ満たしていることを事務局で確認しています。また、厨房、事務室、医務室を配置しています。なお、幼児便所についても、3カ所に分けて配置しています。宇山光の子保育園は、短時間の就労や疾病、リフレッシュ目的などにより、一時的に在園児以外の子供を預か

る一時預かり事業を行っており、一時保育室で引き続き事業を行う予定です。一時保育室の子供は1歳児と共用で沐浴トイレ2を使用する予定となっています。

他に、エレベーターを設置していますが、これは主に給食を運ぶために使用します。なお、 配慮を要する園児のために使用することも想定していますが、園児が触ることができないよう、 高い位置に操作パネルを設置するなど、安全面には配慮される予定となっています。

また、図面では、屋外遊戯場に手足洗い場が1カ所のみとなっていますが、他にも1歳児の部屋、2歳児室前にも設置を検討しております。また、新園舎の屋外遊戯場は、遊具については、のぼり棒や鉄棒など、今ある遊具をそのまま使用する予定です。北側の広い部分を平場の運動スペースとして使用し、将来的には西側の2歳児保育室付近は、木を植えたりすることで、自然と触れ合えるスペースにしたいと検討しています。

なお、2歳児保育室には収納場所が記載されていますが、他の歳児の保育室については、収納の設置場所を検討中のため、記載しておりません。法人としては、収納場所が広いと保育室が狭くなるので、最低限の収納場所のみにしたいと考えています。

それでは、次のページをご覧ください。

こちらは、2階の平面図になります。2階には、3歳児の保育室を配置しています。遊戯室と3歳児の保育室は可動間仕切りで、広さの調整が可能となっています。なお、屋上園庭の設置を予定しており、この屋上園庭には組み立て式のプールを設置します。日よけ対策として、一つ上の3階からサンシェードを設置し、必要な日陰を確保する予定となっています。

それでは、次のページをご覧ください。

こちらは、3階の平面図です。4歳児と5歳児の保育室を設置しています。また、3歳児以上支援室と屋上園庭を設置しています。3歳児以上支援室は、3歳以上で配慮が必要な園児の居場所として使用します。なお、屋上園庭は常時開放し、4歳児、5歳児が自由に行き来できる予定で、草花や野菜づくりのスペースとしても活用できます。

転落防止策につきましては、建築基準法では110センチの高さのフェンスで認められてるところを、高さ150センチから160センチのフェンスを設置することで、園児の転落を防ぐ工夫をしています。また、手前に手摺りを設置することで、地面が見えないようになっており、心理的な安心面にも配慮されています。

なお、先ほどの(仮称) 渚保育園についても、こちらの宇山光の子保育園についても、これからの工事業者の入札となりますので、本日配付した図面や内容などの情報取り扱いについては、くれぐれもご注意いただきますようお願いいたします。

以上、案件②番についてのご説明とさせていただきます。

【会長】

それでは、幼保連携型認定こども園への移行についての説明がありましたが、何かご意見や ご質問ございませんでしょうか。

【委員】

前の園と並べると、違いがよく分かると思います。要は設計士の考え方がすごく良く分かる と思います。恐らく宇山のほうが、ものすごく計画はやりにくかったと思います。なぜかとい うと、この敷地の形はさっきの長方形の形に比べるとやりにくい形なんです。このやりにくい形で、しかも工事の段取りとしては、向こうは真っさらな土地でできるのと、こっちは運用しながらそれを解体しながらやっていくというような形でありながら、例えば片方はこういう案ができるわけです。片方は真っさらな土地で、はい、フリーにやってください。しかも四角の長方形の形で、はい、どうぞという形でやって、あのプランを。こちらはかなり難しい状況の中でやったときに、これだけのプランの差が出てくるというところから、すごくわかりやすい事例かなと思います。

例えば、さっきの考え方で言えば、入口からずっと中に引き込んで玄関を設けるということは可能なわけですからね。園舎の真ん中に玄関を設けないことによって、要は距離が近く、同じようになってきて、その真ん中のところに、先ほどの話で言えば、0歳児がちゃんと来て、0、1、2歳が1階で、3歳児、4歳児、5歳児が2階になっているという組み立ては、こちらはできるのに、片方では無理ということですね。ただそのあたりに関しては、実際の利用者さんといろんなバランスがあるんで何とも言えないんですけど、できないという話にしてしまうと、それは違うでしょという話にどうしてもなってしまいます。しかも、こう並べて見たときに、いや、できないんですって話はどうしても通らないとなってしまうので、そこら辺をうまくコントロールしていただけたらなと思いました。

この宇山さんだって、実際に見てみると、すごくいろんな問題が出てきますが、ただプラン上見たときに、分かりやすく違いがあると思います。設計士の考え方次第で、これだけ違うことができちゃうっていうのがありますね。やはり保護者の方は、基本的にはあまりわからないので、色々言われるとは思いますが、これだけ違ってしまうので、恐らく渚保育所さんの保護者の方はこのプランを見ないですよね。自分の園のプランしか見ないです。比較して、いや、こっちのほうが絶対いい、こっちの方がおもしろいって言うかもしれないわけですよね。そしたら、もうその設計士がどれだけのアイデアを出して、どれだけのバリエーションを出してもらうか。おもしろいですよってことをどれだけアピールしてくれるかによって、すごく違ってきてしまう。ですので、渚保育園の設計士にもう一度アピールをしていただけたら良いのかなと思います。

【会長】

水害が心配なら、3 階建てにするのも良いかもしれませんね。高いところに造っておくほう が良いのかもしれないですね。

【委員】

この辺は過去に浸水したことがあるとおっしゃってましたよね。

【事務局】

こちらは水防法上、内水 50 センチぐらいの想定浸水深として入っていますので、50 センチぐらいですと、それはクリアできるかなと思います。

【会長】

ほかにございませんでしょうか。

【委員】

工事期間中は、運動場での活動はできないですよね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

先ほど説明があった歩いて5分の近隣の公園で活動するとのことです。

【委員】

保育園のこの敷地の中では活動できないんですね。

【事務局】

敷地の中では、できないです。

【委員】

この図面は、法人から出されたのですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

市が提示したのではなく。

【事務局】

ではないです。法人さんの自由な発想で設計されています。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

屋外遊戯場は色々なことを考えられると思うのですが、園舎の反対側ですよね、いわゆる道路側のスペースがどうなっていくのか。恐らくデッドスペースになりがちなんですけど、何かいろろ考えられると思うんです。色々な植栽をしたり、あるいはちょっとした子どもたちが何か使えたりとかっていうようなおもしろいスペースにもできそうな気もするので、せっかくの土地ですから、デッドスペースにできるだけならないような形で有効活用していただくか、

あるいはおもしろい場所にしていただけたら良いかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

結構いろんなところから出入りできますね。ただ厨房の関係のところで、業者の車とかが入ってきたりもするので、右上の出入り口は色々使うことは可能だと思います。

それでは、特段ご意見なければ、質疑は以上ということにさせていただきます。 では次に、その他として、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

その他の案件といたしまして、まず、今後のスケジュールについてお伝えいたします。 令和2年12月中旬に、第2回認可審査部会の開催を予定しております。

案件といたしましては、本日ご説明しました令和3年4月の民営化に伴う渚保育所の認可に 係る審査をお願いするとともに、令和4年4月の保育所等の認可予定の施設について、その後 の進捗内容をご報告する予定です。

第2回認可審査部会の開催日程につきましては、もう少し日程が近づきましたら、改めて皆様に照会させていただいた上で、決定次第お知らせしますので、よろしくお願いいたします。次に、本日の資料などにつきまして、ご不明な点、また、追加でご質問をいただける場合は、恐れ入りますが、9月11日金曜日までに、メールや電話などにより、「私立保育幼稚園課」までご連絡いただきますようお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

今、事務局からの説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

それでは、本日予定しておりました案件は全て終了しましたので、事務局におかれましては、 本日の委員の皆様からいただいた意見を参考に、第2回の審査部会に向けて、準備を進めてい ただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和2年度第1回の枚方市社会福祉審議会、児童福祉専門分 科会、児童福祉施設認可審査部会を終了いたします。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。